

協働環境委員会会議録

令和2年5月26日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:49

【 案 件 】

1. 議案第56号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)
2. 議案第57号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)
3. 議案第58号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)
4. 議案第63号 専決処分の承認(令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
5. 議案第67号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
6. 議案第66号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第56号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設工事)」、「議案第57号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事)」、及び「議案第58号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事)」、以上3件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

議案第56号から議案第58号までの3件の工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提出するものでございます。

議案書3ページをお願いいたします。「議案第56号 飯塚市新体育館等建設工事」につきましては、契約金額28億4570万円で安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社安藤・間九州支店、常務執行役員支店長 大西 亮と契約を締結するものでございます。

次に、議案書21ページをお願いいたします。「議案第57号 飯塚市新体育館等建設(電気設備)工事」につきましては、契約金額4億8214万9800円で、嘉穂・昌栄特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社嘉穂製作所、代表取締役 植村一雄と契約を締結するものであります。

次に、議案書39ページをお願いいたします。「議案第58号 飯塚市新体育館等建設(給排水衛生設備)工事」につきましては、契約金額2億3266万1千円で、平山・福岡特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社平山設備、代表取締役 平山賢徳と契約を締結するものであります。

以上3件の工期につきましては、いずれも本契約として認められた日から令和4年3月28日までとしております。3件の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準、並びに総合評価競争入札試行実施要領に基づき、業者選考委員会におきまして、入札参加の条件等を決定し、令和2年4月3日に入札公告を行い、本年5月14日に入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、まず議案書資料の4ページの入札概要をお願いいたします。

「議案第56号 飯塚市新体育館等建設工事」につきましては、3企業体から入札参加申請がございましたが、入札中に1者が辞退し、2者による入札の結果、予定価格30億6207万1100円に対しまして、落札額28億4570万円、落札率92.93%となっております。

なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申し込みをしたものを落札者とする総合評価落札方式により落札者を決定いたしております。

次に、議案書資料の22ページの入札概要をお願いいたします。「議案第57号 飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事」につきましては、4企業体から入札参加申請があり、4者による入札の結果、予定価格5億2407万6300円に対しまして、落札額4億8214万9800円、落札率91.99%となっております。なお、この入札につきましては4企業体中2者が最低制限価格による同額入札となりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、議案書資料の40ページの入札概要をお願いいたします。「議案第58号 飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事」につきましては、5企業体から入札参加申請があり、5者による入札の結果、予定価格2億4543万9000円に対しまして、落札額2億3266万1千円、落札率94.79%となっております。以上簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

而今会の吉松でございます。質問内容については、事前に執行部のほうに申し入れをしておりましたので、明確な答弁をお願いします。きょうの西日本新聞の筑豊版にも大きく載っておりますけれども、過去2回の入札の不調を踏まえまして、今回で3回目の入札となったわけですが、その都度、どのように設計を見直したんですか。また、その見直しによって、設計金額はどのように変更になったのですか。

○建築課長

工事内容の具体的な金額公表は情報公開の取り扱いで、竣工後にしか開示できませんが、ご指摘のとおり今回、3回の入札を行っています。その都度、設計の見直しを行い入札を行っております。2回目の入札に当たっては、当初設計で使用した刊行物単価と実勢価格を調査したところ、2億円弱の差異がありましたので、本体工事から別工事に分けることが可能な外構工事、観客席等設置工事を設計から外して公募をかけました。しかしながら、2回目の入札も不調となりましたので、再度、資材単価、労務単価を直近の単価に見直し、さらに工期が短くなることから、2回目で外しておりました外構工事、固定観客席等設置工事を再度本体工事に組み込み、今回の設計金額に至っております。

○吉松委員

外構工事を外したり、また入れたり、いろいろ変更をされておりますけれども、そのような見直しの判断は、いつ、どのような会議で行ったんですか。

○建築課長

1回目の見直しに関しましては、1月23日に関係部課長会議で、建築工事の予算額の見直しではなく、外構工事や観覧席椅子の工事を建築工事から除き、刊行物単価と実勢価格との差を是正することを協議し、1月29日に業者選考委員会で決定いたしました。2回目の見直しは、3月9日の関係部課長会議で、外構工事や観覧席椅子を工事の中に戻すことを協議し、3月27日の業者選考委員会で決定しております。

○吉松委員

確認になりますけれど、当初と比較して、事業総額はどのぐらい膨らんだんですか。

○健幸・スポーツ課長

本体工事の設計額として当初と比べて約2億円増加しておりますけれども、入札による執行残等もございます。決算ベースでは現状においては、当初の事業費の中でおさまる予定でございます。

○吉松委員

結果的には、当初の事業費内でおさまるといえることですが、そもそも体育館整備には多額の費用がかかります。まして今、コロナウイルス対策ということで、財政調整基金も取り崩すというような大きな財政出動がなされているときに、市民の優先順位という感覚からすれば、整備事業を延期するという選択肢もあるのではないですか。

○健幸・スポーツ課長

新体育館の建設に当たりましては、有利な財源を確保できていることから、事業を延期せずに工事を進めております。また、新体育館は令和4年度の開館を目指しておりますが、新体育館の供用開始までは、新耐震基準を満たしていない体育施設を使用する必要があります。特に、飯塚第1体育館については、平成29年度に実施しました耐震診断の結果、安全性Ⅱに該当いたしまして、「大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。また、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない」との評価を受けております。地震が発生した際には屋外に避難するように注意喚起を行いながら、現在利用を継続している状況であるため、新体育館についてはできるだけ早い時期に、開始する必要があると考えております。

○吉松委員

有利な財源を活用するということが大きな要素になっているようではございますが、有利な財源とは一体、どのような財源ですか。また、概算でその金額はどれくらいになりますか。

○健幸・スポーツ課長

有利な財源のまず1点でございますが、社会資本整備総合交付金がございます。これは補助率が、約40%でございます。もう1点、公共施設等適正管理推進事業債、これにつきましては充当率が90%、交付税算定率が50%となっております。事業費といたしましては、約47億円の財源内訳として、国庫支出金が約12億2千万円、地方債が約31億円、一般財源が約3億8千万円となっております。地方債の50%が交付税措置されるため、一般財源の持ち出し分は約19億3千万円と想定いたしております。

○吉松委員

一旦、この工事を延期した場合、この財源はどうなるんですか。

○健幸・スポーツ課長

現在の工期では、先ほど説明いたしました一般財源の持ち出し分については、約19億3千万円となっております。工期が半年間延長した場合でございますが、工事が令和4年度に工期が延びた場合でございますが、約31億6千万円。約12億3千万円が負担増ということになります。

○吉松委員

令和4年度に延びた場合、持ち出しが12億円以上ふえるということですが、しかし、今は緊急事態ですよね。こういうときに工期を延長しても、何らかの形で手当が受けられるのではないですか。

○健幸・スポーツ課長

公共施設等適正管理推進事業債の活用できる期限は令和3年度末までとなっております。令和2年度、3年度事業の出来高については起債の対象になりますが、令和4年度の分については対象となりません。社会資本整備総合交付金の交付については、これまでも県、国に問い合わせを行っておりますが、令和4年度まで工期が延びた場合について、都市再生整備事業は年度ごとに請求を行う事業であるため、令和2年度事業までは交付されますが、その後については答えられないとの回答でございました。

○吉松委員

いや、建前はそうですよ。しかし、そうではなくて、いろんな方法、手段、国の交付金、地

方債の活用延長ができるような要望を、国に対してもっと積極的に要望したんですか。

○健幸・スポーツ課長

公共施設等適正管理推進事業債の延長については国、県に要望を行っておりますが、現時点では令和3年度までとの回答でございました。特に国も多額の財政出動を行っているので、今後のことはわからないとのこと。また、現在のコロナ感染の状況における工事等の発注につきましては、国は必要な工事等は発注するようにとの通知がっております。また、交付金との関係におきましても工事発注後に感染状況が悪化し、工期が延長等した場合につきましては、柔軟に対応するとの見解となっております。

○吉松委員

それでは、入札がおくれたことによって、全体的にスケジュールがおくれるんじゃないですか。

○健幸・スポーツ課長

当初の計画とは2カ月スタートが遅くなっておりますが、現状で申しますと計画期間内、令和3年度内での竣工が可能と考えております。

○吉松委員

もう一つ、空調設備工事の件ですけれども、入札が中止になった理由、それから今後の入札はどうなっていくのか答弁願います。

○契約課長

今回の入札日の前日に談合情報が提供されたことを受けまして、入札日当日の午前中に、入札参加業者へ入札延期の連絡をし、現在も延期中でございます。またこれを受けまして、警察を初めとします関係機関にも連絡を行いまして、市としても現在調査中でございます。今後も関係機関とも協議を行いながら、できるだけ早い入札が執行できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○吉松委員

空調設備工事の入札が延期されたということによって、建設工事全体のスケジュールがおくれるということはないんですか。

○建築課長

工事業者未定のままではもちろん影響はございますが、設計コンサルと協議をしました結果、地中梁の着手1カ月前、ことし8月ごろまでに業者が決定できれば、全体的な工事スケジュールには影響がないというふうな判断で考えております。

○吉松委員

とにかく、このような緊急事態の中です。そしてこのようなタイトなスケジュール、こういう中で進めていくということは、市民に対して、絶対に失敗は許されないということを申し上げて質問を終わります。

○江口委員

今回、3回目の入札となったわけですが、今回分を含め3回分の告示資料の一式、そして参加資格申請書並びに辞退届について、提出いただきたいと思っております。あとあわせて、今回は総合評価方式の中で、建設工事に関しては落札者が決定しております。その提案資料、特に評価がわかる分、技術点をつけているわけでしょう。そしたらその評価がわかる資料を出していただきたい。あと、それと昨日の本会議の中で、財政課長の答弁で内部資料として財政見通しをつくったのだというお話がございました。財政見通しを出していただきたいと思っております。あとあわせて、私のほうから資料として、先日、4月に同僚議員と提出いたしました緊急申し入れ書について、資料として提出したいと思っておりますので、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○契約課長

提出できます。

○財政課長

財政見通しの資料につきましては、内部検討資料というところがございますので、控えさせていただければと考えております。

○委員長

提出できる資料について、お諮りしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。ただいま江口委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○江口委員

今、財政課のほうから財政見通しについては内部資料なので控えさせていただきたいというお話がございましたが、現実には、この財政運営がきちんとなるかどうかというのは、この今回の工事を通していいのかどうか、大きな分かれ目になることは間違いないと思います。なので、資料の提出を私としては求めたいと思います。委員長、お取り計らいください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:22

再 開 10:23

委員会を再開いたします。

○財政課長

作成した内部資料につきましては、4月の初旬に作成したもので、前提条件自体が、仮定の数字ばかりでございますので、皆さんにお見せするに値するような資料とはなっておりませんので、申しわけございませんが、控えさせていただきたいと思います。

○委員長

提出できないということで、ご了承願います。

お諮りいたします。ただいまの江口委員の申し出のとおり資料を配付することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって資料の配付を認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:47

委員会を再開いたします。それぞれの資料につきましては、ペーパーとサイドボックスに掲示いたしておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料の提出ありがとうございます。提出いただいたんですが、今、手元にお配りいただいた資料、これが評価のわかる資料というふうなことであるかとは思いますが、ただ、これを見ても、私どもがわかるのは、こういう点数がついたんだなあということしか、私どもはこれではわからないんです。これが何がベースで、こういった点数がついたのかについては、別のサイドボックスの資料等でわかるのでしょうか。そこら辺について、ちょっと説明をいただけますか。

○契約課長

技術審査資料につきましては、まず3つの分類から採点を行っております。提出させていた

だいております資料の一番左側が業者名となっておりますが、その次のところにつきましては、施工計画、いわゆる飯塚市が今回の工事において課題とすべき部分について提案を受けるものでございます。前後して申しわけありません。全ての点数の合計が20点なんですけど、この施工計画の分については10点満点としております。それから、その次の企業の技術力、それから配置予定技術者の技術力につきましては、それぞれ5点の配点となっております、それぞれ、企業の技術力、配置予定技術者の技術力につきましては、これまでの実績ですとか、保有されている資格の有無、それから携わられた配置予定技術者につきましては、その技術者としての雇用の年数ですとか、そういったことから評価しております、この2つの部分については客観的な評価となっております。

○江口委員

この点数の、点数はこうやってついたら見ればわかるんですけど、それを確認するための、何か。先ほど資料要求でお願いしたのは、先方さんから提出された資料、要するに、この審査の対象となったものを見せていただきたいんですね。そうしないと、ある意味この部分が、だからこちらのほうが高いんだとかいうのは、私どもは見えないわけですが、これについては、資料としては出ているんでしょうか。

○契約課長

この技術審査、今お尋ねの件につきましては、各業者から提出されたものというふうな受けとめて答弁させていただきますけど、それぞれの企業が提出されたものにつきましては、公表いたしておりません。理由といたしましては、施工計画のところは知的財産であるというようなことが考えられますので、これまでも中身については公表いたしておりません。

○江口委員

じゃあほかからいきましょう。指定管理者の指定のときに関しては、当然のことながら知的財産なので公表はしてないかもしれませんが、委員会の中で委員に関しては、サイドブックスとかには上げないんだけど、資料として用意をしていて、事前に見ることができるようになったりはしたんですよね。そういった配慮をしていただけたらなと思ったりはします。今回、市外業者での入札が2回目、3回目、建設工事に関しては、1回目が市内業者での市内業者プラス市外業者ですね、というか、市内業者が中心となってというふうな形の入札だったかと思えます。2回目、3回目は市外業者がメインというふうな形であったかと思えます。私の理解はどうでしょう、これ違いますか。

○契約課長

1回目、2回目、3回目とも、市外プラス市内S Iランク業者での入札となっております。

○江口委員

ごめんなさい。わかりました。ありがとうございます。では市内業者を基本的に優先しようというのが市の方針ですよね。今回、今言われたように、市外業者がメインでというふうな形に関しては、どのような判断でそうなったのか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

例えば市内単独での発注でいきますと、大体3億円を目安にしておりまして、それ以上についてはJVとなっております。今回の金額が25億円以上ということで、非常に金額が高うございますので、市外業者を代表者としたJVを結成していただくようにということで、内部で決定をいたしております。

○江口委員

金額が大きいいはいえ、この工事が市内業者では心もとないという判断というふうなことで理解してよろしいですか。片一方で比べるのがどうかという指摘もあるかもしれませんが、学校の体育館とかに関しては、市内業者でやりますよね。そこは技術的に大きな違いがあったりするのかな、その点についてはいかがですか。

○契約課長

金額のところもございますけれども、学校の体育館というふうに質問委員おっしゃいましたが、今回の体育館というのは非常に、学校の体育館とは違いまして、いわゆる競技をする体育館でございまして、非常に精度が高いというふうに聞いております。市内業者でのJVということも十分検討しましたけれども、今回、そういった非常に複雑であるし、大型であるというようなこともございましたので、市外業者、それから市内業者でのJVの形成ということで考えております。

○江口委員

今回、総合評価方式でやっておられます。ここら辺ずっと総合評価方式なんですけど、今回の今お手元に配られた審査結果一覧を見ても、施工計画に関しては10点満点で横並びであります。ここについては、それこそ各者の工夫が出るころなのかなと思うんですが、片一方で企業の技術力、そして配置予定技術者の技術力、ここで結果としては差がついているわけですが、この部分に関しては、先ほどお話があったのは、どのような資格を持っておられるのか、そして実績があるのかという部分。あわせて、配置予定技術者の技術力に関しては、技術者の経験年数等が評価というお話がございました。となると、総合評価方式、本来であればというか、導入の際には、よりよい物をつくるために、それぞれの業者の工夫を評価するという話であったと思います。ところが今回のような形になると、それぞれの企業の体力、どれだけ技術者を抱えられるか、そしてまた資格等をとれるかというふうな形の評価になるかと思えます。その点については、いかがお考えですか。

○契約課長

今、この3つの視点から評価を行っておるわけですが、工事ごとに、また金額に対しまして、先ほど申し上げましたけど、施工計画10点、あとの2つが5点、5点ということで、非常に今回の工事につきましては、施工計画が半分の点数を占めるということで、ここに重きを置いているところがございます。それで、企業の技術力、配置予定技術者の技術力ということもでございますけれども、この点につきましても、それぞれ点数を一般的に竣工したこれまでの経験ですとか、そういうところについて、工事成績の評定ですとか、そのあたりについては重きを置いておりますけれども、決して大きなところというか、体力があるというふうなところで差がつくということは考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は、3月13日の予算特別委員会及び3月17日の本会議最終日において、新体育館については新型コロナ危機のもとで、さまざまな問題を含む、新体育館建設については、一旦凍結して、現体育館の2億円程度でできる耐震補強を初めとした改修工事に進むという選択肢をBプランとして検討すべきであるというふうに主張しております。それで、先ほど入札に至る経過について、3月27日業者選考委員会を行ったと。3月9日、部課長会議を踏まえてと、予算の成立を待ったということもあるかもしれませんが、業者選考委員会をして、4月3日に告示を行い、5月14日の入札を決めたんですね。この間、議会の側は4月10日に代表者会議を行い、5月、当初8日を予定していたこの協働環境委員会、当然に、新体育館問題について質疑が行われる予定の、行われてしかるべき協働環境委員会を見送り、そして、14日の入札、上程、今日を迎えているという流れがあると思うんですけど、この新型コロナ危機の中で、これほどむちゃなことをやっていくのは、通常考えられない。背景としては、昨年来の1回目の入札の不調、2回目の入札の不調がある。先ほどからこのようなむちゃなことをやる背景の一つとして、今、有利な財源確保ができるから、今やらなくてはならないという言い方をするだけけれど、本当にそうなのかということが市民の目からは問わ

れる。新体育館の建設、今思いとどまれば、浮くお金は2、3億円ということのようだけど、介護の現場で、また障がい福祉の現場で働く人たちに応援金3万円ずつ、あなた方が今まではやろうとしなかったやつをやろうとする財源にも、すぐ充てられるお金なんだけど、今思いとどまるべきであるということで質問していきたいと思います。

それで、新型コロナ危機というのは過去になかったんだけど、過去にこのように大型事業、今回47億円、総事業費ということになっているけど、このように、2転3転して、予定価格も変えて入札した例が、本市発足後あったか、お尋ねします。

○契約課長

まず直近でいきますと、飯塚市立病院改修工事、これが平成27年1月31日の告示から始まりまして、平成27年6月12日までの4回の公告によって入札が行われております。その一つ前になりますが、菰田保育所新園舎建設工事、これにつきましては、1回目の公告が平成26年11月28日、2回目が平成27年1月19日に入札が行われております。もう一つ前になりますと、飯塚市新庁舎建設、これは給排水衛生設備工事でございますが、1回目が平成26年11月28日、2回目の公告が平成27年1月9日となっております、2回目で入札をされております。主な理由といたしましては、全者辞退というような状態にあった案件でございます。

○川上委員

振り返ってみると、市の入札制度が、格付の変更、総合評価方式の持ち込みなど、さまざまな形で入札制度が2転3転する時期とも重なっていくんです。いつから大体こういうことがなってくるかという、一番印象深いのは、小中一貫校建設が始まる時に、それまでは1者入札を認めないというふうにしていたにもかかわらず、総務委員会で1者入札もオーケーという報告をしたら、直ちに臨時議会を開いて、それから1者入札100%による落札というのが横行し始める。その延長線上に今回があると思うけど、2回目などは外構工事は外してというようなことまでしているんですよ。工事を縮小してというようなやり方というのは、何度くらいありますか。

○契約課長

これまで縮小というのはございません。

○川上委員

ということは、私の認識では、今言ったような認識があるんだけど、ワンランク上がったというか、これまで経験したことないような入札の問題が生じておるという認識です。そこで、先ほど担当課長のほうから、今度の入札結果においても、総事業費の範囲内でおさまるというふうに言われました。今回、談合情報により中止をした空調を含む4つの入札の予定価格の合計は、39億3千万円に及ぶわけです。5月14日に、コロナ危機の真っ最中に、39億3千万円予定価格の入札が行われたわけです。それで、そのうち建設については、予定価格を2億円上げているわけでしょう。それは市民にも議会にも、内容については秘密だと言い続けていますね。何でその2億円の内訳を明らかにできないのか、お尋ねします。

○建築課長

工事の具体的な金額の公表につきましては、情報公開の取り扱いで、今のところ非公開としております。

○川上委員

そういうことないでしょう。情報公開の何に基づいて、それを出さないと言っているんですか。情報公開条例のどれに該当するんですか。

○建築課長

ちょっと詳しくは、たしか8条3号のイに基づきまして、その運用をしておったかと思えます。

○川上委員

議会で39億円、あれを除いてもいいけど37億3千万円くらいの契約議案にかかわる、予定価格で言えば、その審査をしているのに、予定価格について問うておる。出せません。なぜですか。情報公開です。情報公開のどこか。8条だったと思いますとか、私が追いかけて聞かないといけないですか、それは。はっきりこの予定価格について、根拠が言えない理由を言ってくださいよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○建築課長

申しわけございません。情報公開条例につきまして第8条3号のイ「市又は国等が行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、訴訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの」ということで、公開は現在しておりません。

○川上委員

じゃあ、条例の今読み上げたところ、こう書いているでしょう。いいですか。「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの」と書いているでしょう。まず、どのように明らかであると言われているんだけど、私はわからないわけですよ。多くの人たちはわからないと思います。あなた方は明らかだと言っているわけでしょう。そここのところ説明してください。今読み上げたところ、明らかであるものと書いている。明らかにしてください。

○建築課長

この中で入札契約の事務事業に関する情報ということで、そのことで同種、同様のということで、私どもとしましては、それにつきましては、現段階ではまだ非公開ということで捉えております。また先ほど答弁をいたした中で、今回、入札の内容の中で、見直した内容といたしましては、刊行物単価や、私どもの設計単価と実勢価格を再度調査をしたときに、2億円弱ほどの差異がありましたので、その差異の是正を行ったというところでございます。

○川上委員

情報公開条例第8条の話をしたんだけど、情報公開条例では、「次の各号のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる」と書いているじゃないですか。公開してもいい。あなた方がこのできる規定を使うということは、今拒否したんだから、議員にも市民にも見せてもいいんだけど、見せないという隠す行為を、今しているという認識を持たないといけない。ところが、あなた方が情報を市民や議会に隠すときに、この情報公開条例というのをよく言うけど、情報公開条例というのは、市長、情報というのは市民の財産でしょう。議会の情報というのは、市の情報というのは、市民の財産なんですよ。これをどのように適切に公開するかを決めているやつですよ。出さないためにつくっている条例じゃない。だから、課長、9条を読んでくださいよ。

○建築課長

第9条では、「実施機関は、前条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めるときは、当該情報を公開することができる」というふうには書かれております。

○川上委員

頭があるでしょう。9条の頭が。公益上の理由による裁量的公開と書いておるじゃないです

か。あなた方は出さないことについて、8条は考慮したと。しかし9条は考慮してないでしょう。あなた方が出した37億2900万円の予定価格にかかわる契約議案について、議会が審査しているんですよ。あなた方が議案を上程したから審査しているんですよ、ここで。出さないことについて、条例の8条は使うと。公益上そのものじゃないですか。議会の審査だから。だから市長、この9条に基づいて資料提供してくださいよ。議会の側は了承してないでしょう、出さんでいいとか。出してください。答弁してください。

○総務部長

今、質問委員ご指摘のとおり、私どもも情報につきましては、当然出せるものは積極的に出していくべきというふうには考えております。ただし、今先ほどから建築課長が答弁しておりましたように、金入りの設計書につきましては、そのように、うちのほうでは非公開というふうにさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

市長に聞いているんですよ。さっきから市長が指揮していたよね。真剣にね、この予算審査をお願いしたいという立場だったら、設計価格を聞いているわけじゃないですよ。2億円の問題について聞いているわけ。その刊行物のものと実勢の関係で2億円違いましたと言うじゃないですか。見せてくださいよ。わからないでしょう、あなた方が何の刊行物を見たのか。実勢というのは何を見たのか。我々は審査するわけだから。設計価格は要求してないでしょう。こんなこともできないのかという感じですよ。あなた方が議会に対して、また市民に対して誠実にありたいと願うなら出してください。市長、答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

○建築課長

失礼しました。今回3回目につきまして、上げましたところの内訳のものですが、まず外構工事で9600万円ほど、また椅子関係で8千万円ほど、残り資材価格や労務単価の増減、全部見直した中で、2400万円ほど、トータルで約2億円の増となっております。

○川上委員

実は、その証拠書類が欲しいわけです。一応2億円程度と言われましたけど、1億9391万円が予定価格に反映された増分ですね。その資料は出せませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

○建築課長

申しわけございません。金入りの設計書の部分的なものにつきましても、今のところ非公開としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

納得できません。それで、要求しておきますので、午後まで、あなた方が情報公開条例というのであれば、8条と9条をよく昼休み間に見直して、午後から出すという答弁ができるようにしてもらいたいと思っております。そこで、担当課長のほうから、予定価格が2億円、1億9391万円上がっても、総事業費は変わらないという不思議な答弁がありました。これはどういう意味ですか。

○健幸・スポーツ課長

予定価格が約2億円増加をいたしております。それが、そのままほかの残りの工事も、全てその予定価格どおりで推移すれば、2億円が不足するという状況が生まれますが、今回、建築工事についても執行残が発生をいたしております。決算ベースといたしましては、事業費といたしましては、当初の事業費の中でおさまるという予定でございます。

○川上委員

市長、今聞いていてわかったと思うけれど、47億円程度の総事業費が必要で予定価格を2億円、1億9391万円引き上げて、100%落札がくれば、49億円になる覚悟だったんですね。だから総事業費が2億円ふえても仕方がないという判断で、緊急事態宣言の5日前、4月3日告示をしたと、市長名で。学校を休ませているんですよ。市役所全体としては、緊急事態の中でスクリーンも張ろうかと。そして4月28日に17億1790万円の緊急事態、ともに頑張ろうというための仕事を、ある意味では命懸けで職員がやっている。市民も命懸けという状態のときに、新体育館については、総事業費を上回る入札告示をやった。これが、この局面で見る姿ではないんですか。市長、重ねて聞きますけれど、総事業費が2億円ふえても仕方がないと、あるいはふやす、その覚悟で、この日告示をさせたということですか。

○市長

この2億円の増額につきましては、先ほど建築課長が説明しましたとおり、1回目から2回目の入札のときに外していた分を、2回目から3回目のときに、外構工事それから稼働式の椅子の工事等を含め、さらには労務単価や資材単価を実勢価格を調査する中でどうかということでの総額で、約2億円でございます。その辺の説明は聞きました。現状を考えたときに、その工事を中に含めなければ、本市として予定している期日までの完成も難しいというような説明もあわせて聞きましたので、この2億円の増額をし、発注するということについて、承認したところでございます。

○川上委員

コロナ危機対策で、そのころ国からは、地方創生臨時交付金が1兆円ということでしょうから、10億円までとっていないと思うけれど、まさか5億円というふうになると私も思いませんでしたけれど、臨時交付金も来る、それから追加の要望の動きもあったわけですから、きのう答弁があったように、全体として15億円ぐらいも来ると。このお金は新型コロナ対策であれば、それ以外にも使えるお金という認識だったんですか。

○市長

コロナ対策での新たな予算編成も必要だということは、その当時認識をしておきまして、体育館の工事についてどうかというようなことも頭をよぎりましたが、体育館の現在の状況について、先ほど担当課長が説明したとおり、利用者の方に不安を持たせながら使用している現状があります。また、現在の体育館の状況では、今後、公式な一定規模の大会やプロスポーツ大会の誘致もままならないという現状。さらには期日までにできることが、いろいろ国や県のほうとも確認をさせましたが、有利な起債を活用できる期限があるということ。最後に、このコロナ、当時そのコロナの厳しい状況が今後訪れるということは予測できましたが、それが終息するときには、この飯塚市が元気にならなければいけない。そのときに当初からスポーツツーリズムということで、誘客をし、市の活性化をそれによって導くという構想で進んでおりましたので、この建設をすることはコロナ後のまちの活性化に大きく寄与するものだというように、この3点から工事を計画どおり進めることを決断したものでございます。

○川上委員

私はその決断、私の従来主張の立場から言えば、その決断は間違いだというふうに思うんですね。それで、新型コロナで言えば、第2波が季節性のインフルエンザと同時並行で市民に襲いかかったときに、高い熱が出るわけですから、どちらかわからないと。病院にまともに行け

ないというときに静養できる空間がいるでしょう。そうなってくると、いづかスポーツ・リゾートを使ってもいいけど、市営住宅を何戸かきちんと手当てしておくとか、また、緊急ですから、今の体育館を耐震補強かけて、緊急に、そして雑魚寝するような状態の避難所体制ではなくて、あれをきちんとテント型の、家族単位の、通気性のあるような工夫したものに改造するとか、お金いるんですよ。必ず来るわけでしょう、今の知見では。体育館どころじゃないんですよ、本当言うと。そういうことが、執行部でわかっているながら、この業者のために、こんなむちゃなことをやるというのは信じがたい。それで、この安藤・間・九特興業、2者が構成員になっているんだけど、安藤・間という会社はどういう会社ですか。

○契約課長

安藤・間でございますが、東京都港区赤坂6-1-20、代表者 福富正人、資本金額170億612万3千円となっております、建築一式工事、土木工事、タイル、れんが、浚渫、さまざまな建設工事を請け負っていらっしゃる企業でございます。

○川上委員

安藤・間は、緊急事態宣言の翌日になるか、新型コロナウイルス感染者の発生についてという発表をしていますね。そして「緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について」というのを出していますよ。これは、あなた方が告示する6日前ということになるんだけど、安藤・間のほうから、こういう事情が長期に続く見通しもあるのではということ、現在受注している工事については、工期の延長、工期を守らない場合、指名停止になるじゃないですか、それを、国のほうもそうだけど、いわば多めに見よう、猶予をみようというようなことをやっている最中に、あなた方は、国の補助金規程が期限があるから急げと。急ぐためにということを考えて告示するんだけど、安藤・間のほうから何か言ってこなかったですか。こういう状況のもとで応札しがたいと。答弁してください。

○契約課長

まず、そのような申し入れは安藤・間さんのほうからはあっておりません。ただ一つ関連してたところで答弁させていただきますけれど、国交省のほうから、4月17日に事務連絡というものが来ておりまして、一つは行政に対してのことになりますが、新型インフルエンザ等対策措置法の緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことを踏まえて、各事業者のほうに感染拡大防止の徹底、下請人への配慮、事業者への支援措置について、建設業団体に通知しておりますということが、まず事務連絡の中で一つございます。それともう一つ、これは発注者側になりますが、公共工事及び河川や道路などの刊行物管理、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等対策特別措置法第11条の規定に基づいて定められている新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がなされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置づけられておりますということで事務連絡が来ております。また、この基本的対処方針の中におきましては、公共投資の早期執行等ということで、生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進する。令和元年度補正予算や臨時特別の措置も含めた令和2年度当初予算については、上半期の契約率目標を定めて、早期執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期すというふうに書かれております。それで、今おっしゃいましたように、報道等でもあっておりますが、全国的に感染症が拡大したことによって、工事を一時中断するのですとか、工期を、今まさにおっしゃいました通り、工期がそれによって延びてしまいますと指名停止等の処分が科せられることになっておりますが、あわせてこれも国土交通省からの通知で来ておりますけれど、柔軟に発注者側が対応すべきであるということがございます。従いまして、発注することによって、もちろん安藤・間さんのほうからはそういう申し出もあっておりませんが、景気の下支えに万全を期すというところの観点もございまして、このような形で発注をさせていただいた経緯がございまして、

○川上委員

それは、私も読みました。そこから出てくる結論、あるいは選択肢の一つが現体育館の改修の選択肢、私はBプランと言った。これをAプランにしてもいいんだけど。だから、今の異質の時代、異質の危険と向き合う時代に、緩やかに景気が回復していますとか、言っている時代の計画を、これは10年ぐらい続くと言っているわけでしょう。財政見通しを考える上でも、少なくとも。そういう時代に、いわば順調に近かった時代の計画をそのままやり続けると、事業費も2億円上乗せして、みたいなことは、国全体としても考え直さないといけないけど、飯塚市が一番に考えないかるところだと思います。それで、安藤・間とペアを組んだのが九特興業。九特興業とはどういう会社ですか。

○契約課長

九特興業株式会社、所在地は飯塚市潤野1133-6、代表者 新川猛史となっております。資本金が5千万円、事業内容といたしましては建築一式工事、とび、土工、タイル、れんが、それぞれ総合的な建設業をやられておる会社でございます。

○川上委員

この会社がS Iになったのは、いつからですか。

○契約課長

大変申しわけございません。今、手元に資料ございません。申しわけございません。

○川上委員

工種変更をした場合でも、ワンランク下げという制度をやめますと決めましたね。それによる影響がありましたか。

○契約課長

ございません。

○川上委員

どうでしょうかね。いつかわからないというのは。本当にS Iなんでしょう。

○契約課長

そうでございます。

○川上委員

それはいつからS Iにしているか知っておかないと、審査が続けられない。

○契約課長

少し調べに時間をいただきましたら、お答えできます。

○川上委員

九特興業は、筑豊ハイツの後継施設、いづかスポーツ・リゾートの工事を随意契約で、つまり競争によらず、飯塚市長名で、あなたに工事をお願いしますと。ほぼ12億円で。12億円の随意契約とか、ほとんど聞かないです。アベノマスクぐらい。そういう工場を請け負っていたその会社ですよ。確認します。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

九特興業は、工事の過程で公共物を破損しましたか。

○契約課長

くい打ちの工事の段階で、暗渠にそのくいが当たって、破損させたという事件があったと記憶しております。

○川上委員

それは事件なんですか。

○契約課長

申しわけございません。事故でございます。

○川上委員

それに、修復するには幾らかかりましたか。わからないと答弁してもいいですよ。

○契約課長

すみません。そちらにつきましても現在、資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○川上委員

その修復にかかる費用、飯塚市が九特興業と話し合っただけで折半しましたね。その比率はわかりますか。

○契約課長

大変申しわけございません。それについても正確な資料を、今持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○川上委員

予定価格があります。随意契約の額は4千万円残しました。工期が迫っています。予定価格に、予定価格ということは契約のときに全部取ってもいいんですからね、まして随意契約ですから。4千万円残しました。東京オリンピックが近づいて、パラリンピックのアスリートも間もなく来ると。工期が迫っています。圧倒的に公共施設を破損させた側の業者が、飯塚市に対して優位に立っています。こうした中で飯塚市は、100%責任を加害者側に求めることなく急げと言わんばかりに協議を成立させて、工事を優先させるということに、客観的には見えるわけですよ。本来ならば、九特興業は全て責任を負い、そしてそれによる工期の遅れなどがあれば指名停止となるところの業者ではなかったかと思うけど、どう思いますか。

○契約課長

その過失ですとか、その負担割合ところの詳しいことは、ちょっと今お答えできませんけれど、工期どおりに竣工もいたしておりますので、なおかつ、それぞれ飯塚市、九特興業間の破損した事故についての負担割合についても協議が整っておりますので、指名停止措置とかそういうことにはならないと考えております。

○川上委員

1回目、不調となった入札、指名状況をお尋ねします。

○契約課長

まず1回目の申請状況でございますが、本体工事につきましては、2者が申請されております。まず1者目が、三井住友建設を代表者として、構成員が株式会社サカヒラ。2社目につきましては、鉄建建設株式会社を代表として九特興業株式会社の2JVでございます。

○川上委員

この2者から辞退の申し出があったのは、入札当日ですか。

○契約課長

三井住友・サカヒラ特定建設工事共同企業体からは――。失礼しました、11月の――。失礼しました。当日でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほどご質問のありました九特興業が格付がどのように変化していったかということでございますが、平成18年合併当時、この当時格付が今で言いますS I等級の格付がA等級と申

しておりました、この時点がA等級でございます。平成23年に格付けの見直しがございました、そのときは1等級。それから、平成24年に、また格付の見直しがあつておりますがこのときもS I等級となっております。

次に、庄内温泉筑豊ハイツの再整備の、先ほど暗渠排水管の補修工事ということで、これの過失割合でございますが、請負金額は833万6400円となっております、市の負担割合が60.9%、事業者が39.1%となっております。

○川上委員

先ほど約2億円の予定価格の増嵩について、外構関係が9600万円、椅子工事関係が8千万円、その他が2400万円でしょうという、そういう大ざっぱな答弁があつたんだけど、これで2億円ということなんだけど、先ほど指摘したように予定価格の増嵩額は1億9391万円で、2億円とは609万円の乖離があります。契約議案を上程して審査を受けておき中で、出したくない、出したくないと言って、このくらいなら大丈夫ですとか言ってですよ、私は承知しないけれど、出した数字は609万円も数字が違うのをを出してもらっているんですよ。それで資料も要求した。何か言うことがありますか。

○建築課長

大変申しわけございませんでした。金額につきましては、1回目と3回目の金額の差額が税抜きで1億9390万6千円ということで、その中で、先ほどの増嵩分を見ましたときに、外構工事で約9600万円、椅子関係で8千万。その差額が先ほど言いました1億9300万円に對しまして、1790万6千円というふうな計算結果になります。申しわけございませんでした。

○川上委員

意味がわからない。その1億7千万円、それは何の数字ですか。

○建築課長

1億7千万円でなくて、1700万円でございます。トータルで今、約2億円の金額という、ちょっと内容の金額のものとなっておりますということです。

○川上委員

その600万円もさ、600万円分適当にさっき答弁したということをおっしゃっているんですかね。

○建築課長

大変申しわけございません。2億円という数字の中で、私のほうが単純にと言いますか、椅子と外構の引いたときに、残額で、そこでちょっと計算をしてしまいました。大変申しわけございませんでした。

○川上委員

これは首相答弁だったら虚偽答弁といわれるところですよ。こんないかげんなことを、堂々と言っているわけだけど、それで資料要求しているんですよ。今後、外崎さん、担当課長の答弁はいちいちそれは本当ですかというふうに聞かないといけないことになるよね。資料で裏づけないといけない。それで、とりあえず、資料が出てくるまで質問するけど、この外構と椅子でこんなに差があつたんですか。外構で9600万円も差があつたわけ。

○建築課長

外構費がどのくらいかかったか、かかるかというところで、今回の告示に戻した金額が約9600万円ほど外構工事を追加したということになっております。

○川上委員

私は1回目の予定価格と3回目、今回の予定価格の差の実態を聞いているんですよ。外構を戻したとか、あまり関係ないんじゃないですか。これだと、あなたの答弁がそのままだったら、ほかの建築にかかわることは見直してないということになるよね。その他の1700万円とい

うのは何なのかわかんないけど。最初から言ってるでしょう。1回目の予定価格、それから今回の予定価格の差が1億9391万円。このことについては資料も求めているし、説明を求めているんだけど、今のだとちょっとおかしいね。2回目から3回目に戻したわけだから、その戻した内容を言っているだけのことよ。2回目と3回目のことを言っていない。1回目と3回目のことだから、せっかく答弁してくれているけど、全然違う答弁していることになるんじゃないですか。意図が伝わってなかった。だから、ちょっと答弁し直してもらえますかね。

○建築課長

大変失礼しました。椅子云々というよりも、それは工事として戻しておるんですが、価格差の中で、鉄骨工事や金属工事や内外装工事等、また資材関係での増減があって、全体的な見直した価格が1億9300万円ということになっております。

○川上委員

その内容を説明してくださいとさっきから言ってる。資料も出してくださいと言っているわけですよ。資料を出せるはずだと私言ってるし、あなた方が情報公開条例に基づいて出さないと言うんだったら、出せないと言うんだたら、それは出せないじゃなくて、出さないという判断をしているということだから、それは隠しているということになるよね、ということ言っているわけですよ。審査をお願いしておいて、隠すとはどういうことですか。ちょっと資料もいるけど、まずきちんと説明してくださいよ。1億9391万円の増嵩の理由。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:08

再 開 13:46

委員会を再開いたします。

○建築課長

すみません、時間を大変超過いたしまして申しわけございませんでした。1回目、3回目の内容につきまして述べさせていただきますが、代表的な工種、例えば増額等でありましたのが、コンクリート関係で1950万円、鉄骨関係で1億740万円、内外装関係のもので2255万円、外構の関係で800万円ほど増額になっておりまして、その合計が1億5745万円になっております。それ以外の残額の3645万6千円につきましては、その他の工事、金属工事であったり、仮設工事であったり、それ以外のものの資材関係の増減によって経費としては増額になっております。

○川上委員

それは資料で出せませんか。

○建築課長

大変申しわけございません。ちょっとこちらに関しましては、午前中から答弁しておりますように、外向けにはちょっと今のところ開示はしておりません。

○川上委員

そう言わないで、審査をしている立場だから、資料要求し続けたいと思います。それで先ほどから見ておきますと、出さないということもあるんでしょうけど、根拠となるものがなさそうな気配ですよ。長時間にわたる休憩中に計算して、今の数字が出ているわけですから。何か、見せろと言われて見せられませんというようなものも、実はないというように見受けたんだけど、そういうわけではないんですか。

○建築課長

そういった設計内訳書の構成につきましての資料というのは当然ございますので、そういったことではございません。

○川上委員

なぜ、こんなに時間をかけて、契約議案を上程しているのに、きょうになって計算をしたようにしているんですか。なぜ今ごろ計算するわけ。

○建築課長

大変申しわけございません。個別の工種ごとでの増減というのは、特別、比較表までは、私どものほうもちょっと準備はしておりませんでしたので、申しわけございませんでした。

○川上委員

というかね、設計から予定価格を見直していくんだから、あなた方の内部の会議でそれは議論に、私が質問しなくても誰か1人の担当課長が質問するでしょう。健幸・スポーツ課長は質問しないんですか。そうやって内部的に予定価格これでいこうということじゃないんですか。そういう仕組みじゃないですか。

○建築課長

個別個別の工種ごとに増減を審査ということではなくて、トータルでこの事業の工事費は、私どもも積算しておりますので、その中での審査という形にはなろうかと思えます。

○川上委員

市民の感覚とは相当なずれがありますよね。片峯市長ね、きょう、西日本新聞が飯塚市役所のためにね、ちょっと大きい記事を入れてくれたじゃないですか。最大の関心事は、2回中止しましたと。そしたら出入りがあった後、工事の縮小拡大があった上で、予定価格が、まるめていますけど2億円ふえた。その予定価格を出すときに、識者、研究者が言っているのは、そのときになぜふえたのかとかいうことも含めて、予定価格の内容がわかるように事前公表するんだったら、予定価格を、この数字の意味も明らかにするべきではないかと書いているでしょう。言っているでしょう。市民の感覚は昔と違う。昔の人が怒るかもしれないけど。清潔で透明な入札のやり方を日本全国で求めてきている中で、こういうようなやり方が通用するのかと。飯塚市議会では通用しないと思いますよ。しかも、くどいけど責任を負えないまま、無免許運転みたいなことをしているわけですよ。それで、私はしかし経過を振り返るとね、すばっとわかる勢力があったはずだと思うんですよ。1回目の入札、2回目の入札、3回目が今回なんだけど、それぞれごとに告示、それから応募表明、それから辞退があったと思うけど、それをわかりやすく、ゆっくり答弁してくれますか。

○契約課長

まず、飯塚市新体育館等建設工事の本体工事のほうでご説明させていただきますが、まず、1回目告示が令和元年11月20日、参加申請締切日が令和元年11月29日でございます。先ほども申し上げましたとおり、代表者 三井住友建設株式会社、構成員 サカヒラで、申請日が令和元年11月28日に申請されております。2者目の鉄建建設株式会社が代表者で構成員が九特興業株式会社ですが、こちらは申請日が令和元年11月29日となっております。本件の入札日が1月21日でございますけれども、2つのJVとも入札日当日に辞退届が提出をされております。

次に、2回目の公告になります。令和2年1月31日に告示、令和2年2月14日参加申請締め切りとなっております。代表者 西松建設株式会社、構成員 株式会社サカヒラで令和2年2月12日に申請がされております。次に、東洋建設株式会社、株式会社赤尾組を構成員とするJVにつきまして、令和2年2月12日に申請が行われております。3つ目に、鉄建建設株式会社が代表者としまして構成員 九特興業株式会社、こちらは令和2年2月14日に申請をなされております。入札日が2月27日でございますが、辞退届につきましては、まず鉄建建設株式会社・九特興業のJVにつきましては、入札日前日の2月26日に辞退届が提出されております。同じく西松・サカヒラ特定建設工事共同企業体につきましても、2月26日に辞退届が提出をされております。

最後に、今回の入札につきましてでございますが、令和2年4月3日告示、令和2年4月

17日、参加申請締め切りとなっております。まず1つ目ですが、代表者が東洋建設株式会社、構成員が株式会社赤尾組、申請日が令和2年4月15日となっております。2つ目に、代表者株式会社浅沼組、構成員を株式会社サカヒラといたしまして、申請日が令和2年4月16日となっております。3つ目に株式会社安藤・間を代表者とします九特興業株式会社を構成員とします共同企業体ですが、令和2年4月17日に申請がなされております。

○川上委員

1回目から3回目まで大手ゼネコンが6者、地元が3者登場するわけですね。それで、この間、折り合わないと納め切れないということで、業者と資料をつき合わせて話をしていますね。いつ、どこで、誰と、どんな話をしたのか。まず1回目、入札不調の後の状況を説明してください。三井住友とサカヒラ、鉄建と九特、4者と話をしていると思います。お願いします。

○契約課長

これらの辞退理由につきましては、それぞれ辞退届を持参されておりますので、その時点で辞退届の内容に記載してあります辞退理由について、聴取はいたしております。日付につきましては、持参されたときとなっております。

○川上委員

ほかでは通用するかもしれないけど、ここではそういう答弁、通用しません。だから言ったでしょう。いつ、どこで、誰と、どんな話をしたかと。資料をもとに。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:04

委員会を再開いたします。

○契約課長

大変、失礼いたしました。事情聴取の内容でございますが、まず業者名として、鉄建・九特特定建設工事共同企業体ですが、業者名ですが、事情聴取を受けた方につきましては、鉄建建設株式会社九州支店の方とお話をさせていただいております。日時は令和2年1月21日午前9時55分でございます。それから、もう1者のほうでございますけれど、三井住友・サカヒラ特定建設工事共同企業体につきましても、三井住友の社員の方と令和2年1月21日午前9時25分に事情聴取を行っております。それから、2回目でございますが――。

○川上委員

鉄建の九州支社の方と言われたけども、そのときに九特工業は、いなかったんですか。

○契約課長

この資料の中には、聴取の中には、名前が記載されておられません。実は事情聴取を受けた者の署名というのがございまして、そこしかちょっとこの中で控えておりませんが、私の記憶でございますが、同席されていたと記憶はしております。

○川上委員

そしたら、構成員の2者がそれぞれから来たということですか。

○契約課長

大変申しわけございません。記録がそれしか残っていないので、私の記憶になりますが、両者来られておったと記憶しております。

○川上委員

そのときに、2者以外の者はいなかったですか。

○契約課長

当然、当事者以外の方に事情聴取の場所に参加してもらうようなことは一切ございません。

○川上委員

そこで鉄建・九特との関係で言えば、どんな話をしたんですか。

○契約課長

質問内容につきましては、今回辞退される理由、それから今回設計についての内容はどうであったか、参考のために、どの部分の積算が合わなかったのか、その他という4項目について、聴取を行っております。

○川上委員

そのときに見積もりの内訳書を見ましたか。

○契約課長

参考としての提出を受けております。

○川上委員

それについて、どういうやりとりをしたんですか。その内訳書を見て。

○契約課長

このときの聴取内容でございますが、辞退理由が予定価格に達しないということであったことで、大幅に超過しているというようなやりとりがっております。それで、参考としていただいておりますが、私どものほうでその価格については、その時点では部分部分というのわかりますけれど、その金額の正しいと言いますか、正確性と言いますか、その辺は判断できませんでしたので、その見積書を提出されたというところで終わっております。

○川上委員

そのときに予定価格に達していないということは、上回っているという意味でしょう。それで、そのときに大幅にと言われたわけですか、抽象的に。

○契約課長

この記録そのものには、その金額がどうのというのはちょっと控えておりませんが、大幅に超過していると。市場単価との相違があるというような内容が、この企業体においては、発言されております。

○川上委員

内訳書の中身で、この辺が違うのではないかとか、飯塚市の資料も見せて、意見交換したのではないんですか。

○契約課長

これは契約課職員のほうが事情聴取を行っております、確かにその細かい、ここというのがあったのかわかりませんが、先ほども申し述べましたように、その正確性と言いますか、金額のところは、よくわかりませんが、この中にも、そういうことの記載もございませんし、大幅に超過していたということで止まっておるといような状況でございます。

○川上委員

その飯塚市の事情聴取の記録のとり方を考え直さないといけませんね。そこでセメントについてどうだとか、鉄筋についてどうだとか、言われたかどうかは記録としてはあらわれないという聞き方なんです。これは官製談合に発展していく危険性のある行為なんです、そこまでいけば。そう私は思います。それから、三井住友・サカヒラの事情聴取は、どのように、先ほどと同じように教えてください。

○契約課長

これにつきましても、先ほど答弁いたしましたように、4項目について聴取しております。このときの内容も、ほぼ同じでございます、予定価格が超過していたということと、先ほど申しましたような参考の見積書としての内訳と言いますか、を参照させていただいて、同じような話であったという記録でございます。

○川上委員

同じような話ということなただけで、共通しない主張はなかったですか。

○契約課長

共通しない部分といたしましては、鉄建・九特特定建設工事共同企業体のほうから、過去の市の発注工事では、このような問題はなかったというようなお話を伺っております。

○川上委員

それはどういう意味と受けとめられたのですか。

○契約課長

これだけ大幅に予定価格に達しなかったということが、これまでなかったというような受けとめ方をしております。

○川上委員

それは九特の発言ということになりますね。

○契約課長

これは、あくまでも鉄建建設の方の署名をいただいておりますので、今の市の発注ということで、というふうにおっしゃられているんですが、ちょっと発言がどの方だったというのは、ここに記載、記録がございません。申しわけございません。

○川上委員

まあいいですよ。これまでのという点で言えば、鉄建と九特は赤尾組と一緒に幸袋小中一貫校の工事をやっているでしょう。このことを言ったわけではないんですか。

○契約課長

そのところは、どの部分を指して述べられたのかというのは、よくわからないというのが実情でございます。

○川上委員

それでは2回目の入札の後、事情聴取ないし、それ以外の交渉をしておらないかということがあるんだけど、それぞれ事情聴取以外の交渉も含めて、あれば説明してください。

○契約課長

2回目のということでございますけれども、まず、鉄建・九特特定建設工事共同企業体の業者の方で、鉄建建設九州支店の方から、令和2年2月27日15時に事情聴取を行っております。このときの理由といたしまして、辞退される理由ということでございますが、配置を予定しておいた技術者が他の支店へ異動することにより配置ができなくなったということが主な理由として挙げられております。もう1者、西松・サカヒラ特定建設工事共同企業体の業者の方、共同企業体ですが、こちらも西松建設九州支社の方より、聴取を受けております。日時は令和2年2月27日15時20分となっております。この中では、やはり積算の結果、予定価格を超過したということで、主な内容、辞退の理由としては、そういった理由でございます。

○川上委員

鉄建・九特の鉄建の支店の方、九州支店の方と言われたけれど、このとき、九特はいなかったんですか。

○契約課長

大変申しわけございません。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、これも記憶でございますけれども、一緒に同席されていたと記憶はいたしております。

○川上委員

やっぱりね、片峯市長、こういう大事な問題で、自分たちが誰と話したかわからないということなんですよ。いいかげんだね。それで技術者がいないというのは、誰のことですか。どういう技術者のこと。技術者っていろいろいると思うけど。

○契約課長

今回の入札でございますが、総合評価方式でさせていただいておりますけれども、その3つ目

の項目の中に、その工事に専任で配置をされるんですが、その方の配置予定技術者の技術力ということで評価をしておりました。この方が配置が、工事着工いたしまして、この方が人事異動によって配属が変わったので配置ができなくなりましたという理由でございます。

○川上委員

着工してと言われましたか。

○契約課長

落札されたということがありましたときから以降、配置ができないということで伺っております。

○川上委員

その技術者というのは、鉄建の技術者ですか、それとも九特の技術者ですか。

○契約課長

鉄建建設でございます。

○川上委員

その技術者は、九州支店からどこかよそに行くということ。あるいは九州支店の中だけれど、どういうことですかね、いなくなるというのは。

○契約課長

これもそこまでの事情を聴取しておりませんが、他の工事、大型工事がある場合に、当然その技術者を専任で配置しなければいけません。他の工事の受注があったとか、人事異動によるものなのか、いろいろケースは考えられますけれども、そこについてはお聞きをいたしていません。

○川上委員

鉄建建設株式会社、どういう会社か知っているでしょう。そんな無責任なことするわけがない。しかも予定価格が25億円、技術者1人が、いろんな事情があって異動したりすることがあるかもしれない。体調不良とかあるかもしれないけれども、それが理由で、25億円の予定価格の入札放棄は考えられないでしょう。だから、仮にその技術者が、何らかの理由でいなくなったら埋めるよね。応募から辞退まで何日になりますか。この鉄建の場合。

○契約課長

2月12日申請の2月26日辞退でございますので、2週間でございます。

○川上委員

あり得ないこと、通常はあり得ないことが堂々と言われたんだけど、あなた方、それに対して何か言いましたか。私だったら、本当ですかと言いますけど。何か言いましたか。

○契約課長

この業者さんのご都合でございましょうから、特に、私どもから申し述べたことはございません。

○川上委員

こういうのを鵜呑みにするしかないんですかね、飯塚市は。12日の段階で、本当に技術者がいたんでしょうかね、その技術者。技術者の存在証明の社会保険の保険証とか、何か写しをとっているんですか。

○契約課長

総合評価方式でございますので、配置予定の技術者の方の保有されます免許の賞状とか資格、それから保険証も当然でございますが、雇用されている証明等は一式いただいております。

○川上委員

あと埋められないのかというのは、飯塚市としては聞かないんですかね。こちらは、工事をしてもらわないといけないという立場から言えば、いや応札してくださいよと言ってもいいわけでしょう。競争が働けば。鉄建公団が、これはもういいや。そういうこと言っていないですか、

市としては。

○契約課長

総合評価方式でやっておりますので、技術審査資料というのをいただきます。その中でこの人を入れますということで審査をいたしますので、当日に辞退しますということで、当然その配置をされる技術者によって得点が変わってきますので、それは認めておりません。なおかつ入札に当たりましては、配置予定技術者は入札ということになったときに、入札会では配置予定技術者がきちんと配置できるかという確認もっております。したがって、その入札日の前日、当日であったものですから、それからの差しかえというのは事実上できないということになります。

○川上委員

そしたら本当に、その技術者がだめなのかというのを市としては確認しないといけなかったのではないかと思いますけど。西松・サカヒラの超過ということについては、どういうやりとりになりましたか。

○契約課長

聴取の内容でございますが、積算の結果、予定価格を超過したためというのが辞退理由でございます。今回の設計について、これ、市が出しておる設計でございますが、今後の入札にかかわることなので、詳細は申し上げられないという内容でございます。このときには、4つ目の得点で本件の工事について他者と何らかの打ち合わせ等の情報等の共有がありましたかということをお尋ねしておりますが、そのようなことはない、他の申請者についても知らないということで、意見聴取を行っております。

○川上委員

さっき聞き漏らしたかもしれないけれど、1回目の聞き取りのときに、三井住友に聞いたときに、サカヒラも来ていると言いましたかね。誰が来ていると言いましたかね。

○契約課長

これも1回目のときでございますが、同じような答弁で大変申しわけございませんが、このときにもいっちゃっていたというふうには記憶はいたしております。

○川上委員

そしたら3回目、辞退がありますけれど、浅沼とサカヒラ、やっぱりこれは聞いたんですか、入札は成立しているけど。

○契約課長

このときは、入札が応札されましたので、その開札をしましたときに、入札書の中に辞退ということで記入がありましたので、このときは入札が成立をしておりましたものですから、意見聴取、事情聴取は行っておりません。

○川上委員

事情聴取の規程としては、入札が不調になったときだけ事情聴取するようになっているんですか。それとも、入札は2者だったのでできたと。だけど辞退された方には事情聴取をする、あるいはしてもいいということになっていますか。

○契約課長

これは通常で申しますと、イレギュラーと申しますか、不規則な入札行為等があった場合には、事情聴取をすることとしております。明確にどういう場合というのは、別にこちらのほうでございませぬが、総務省、それから国交省のほうからの通知、「適正な価格による契約について」ということで事務連絡、通知が来ておまして、この中で、そういった「予定価格に起因した入札不調、不落、または再入札するときや、入札に付する工事と同種、類似工事で入札後、不調不落が生じているときなどにおいては、入札参加する者から当該入札にかかる工事の全部、一部の見積徴収や積算を行って適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結す

るよう努めること」というのがございまして、どういったことが原因だったかということについては聞き取りが必要であったと判断しましたので、そのような事情聴取を行ったところでございます。

○川上委員

そしたら、浅沼・サカヒラは、入札の札に金額を書かないで辞退と書いたわけですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで事情聴取をしたわけですね。今の話だと。してないわけ。

○契約課長

申しわけございません。3回目の入札におきましては、3者おられまして1者辞退されましたけれども、入札が成立をいたしましたので、辞退された方へ事情聴取は行っておりません。

○川上委員

このサカヒラは、1回目は三井住友、2回目は西松、3回目が浅沼とコンビ組んで、参加を申し込んできたんだけど、当日ないし前日に断りを言ってくると。見積内訳書は、市としては全部確認したんですかね。

○契約課長

このときは全てを確認したということではございません。この2回目のときは、そういった金額の部分については、確認はいたしておりません。

○川上委員

1回目はしたということですか。

○契約課長

1回目はいただいております。

○川上委員

2回目はしなかった理由は何ですかね。

○契約課長

こちらから聴取といたしますか、見積もりと言いますか、その金額の具体的なところを聴取しておりませんので、相手方のほうから、1回目のときは出されましたけれど、2回目のときはいただいていないという状況でございます。

○川上委員

1回目のときに見たんだから、それでいろいろ言われたわけでしょう。超過しているとか。2回目で、工事を外したのはあるけど、それでもせんと言うんだったら、どういうことかなということで、ちょっと内訳を見せてくれませんかと言ったっていいでしょう。1回目見ているんだから。見せられない都合は何かあったんですかね。

○契約課長

その点については、こちらのほうが求めておりませんでしたので、都合と言いますか、その辺についてはわかりかねます。

○川上委員

今、求めておりませんと言われました。求めなかった理由は何ですか。

○総務部長

先ほど、質問委員のからもご指摘がありましたように、飯塚市の事情聴取のやり方がもう少し綿密にするべきではないかというご指摘がありました。私も、今後ちょっと検討する必要があると思いますが、現状、契約課のみで業者から聞き取りをしております。辞退された理由について聞き取りをしております。今回の入札につきましては、1回目の不落後に参加業者のほうから我々のほうが積算し、このように金額合わなかったということで理由を説明受けたの

を、我々のほうで聴取したところでございまして、2度目の不落のときには、なぜ辞退をされたのですかということで、先ほど契約課長が答弁しましたように、配置予定技術者がいなくなったというのと、積算が合わないということのみの聴取を行ったところでございます。

○川上委員

求めなかったのは、なぜかと聞いたわけです。

○総務部長

申しわけありません。そもそもそういった資料の提出を求めるような聴取を行ってはおりませんでした。

○川上委員

そしたら、こういうこと。向こうが出したときは見るけど、構成会の半分が地元の業者で、1回目は見せて、超過していますよと言われましたと。何となく説得力あるかなと。2回目は、そういうもの見せられないまま超過していますと言われたわけね。そうかなと思ったんですね。そういうことですね。

○総務部長

これは先の総務委員会でもご指摘があったんですけれども、決して我々そんなことはないんですが、非常に綿密な計算書等を見せられて、それで我々がそれを精査し、例えば次の入札にそれを反映させるといって、一部そのときにご指摘を受けたのは、それは新たな官製談合だというふうな指摘をされたんですね。私どもはそんなことは決してなくて、当然、業者さんが皆さん参加されなくて、不落になれば、そういった不落の内容については、調査しなければいけないというふうには考えております。ただし、契約課のほうで行う事情聴取につきましては、資料の提出等は求めず、あくまでも事情聴取、業者のほうから口頭で聞いて、その結果を記録で残して、次の参考にするというふうなやり方をやっているところでございます。

○川上委員

かなり細かく尋ねて、答えられるところは答えてもらったという感じですけど、片峯市長、これをずっと一緒に聞いてきて、思いませんか。これは、3つで1つの入札が行われたと。一体の行為として、入札が今度行われたことになっているんじゃないですかね、結果として。まあ意図した人もおるかもしれんけど。市長、どう思いますか、こういう入札。

○市長

一体というようにご指摘がありましたが、これだけの工事でございますので、企業体やその企業としても、一定の規模のものであるんだろうというように、一つ思っております。それから、市外の企業との組み合わせも少しずつ変わったりしておりますので、市外企業、特にゼネコンの現状だとか、都合というようなことに左右されることに相なったなあというふうには感じているところでございます。

○川上委員

果たしてそうですかね。先ほどから言っているように、4つだけでも39億2900万円の予定価格の入札ですよ。だから40億円劇場ですよ。登場人物は、大手ゼネコンが6者、主役は最終残った1者でしょう。もう一つの主役が地元3者のうちの残った1者ということになるでしょう。見たらわかるように、サカヒラは、コンビ相手を3回次々に変えていきながら応札の意思表示をした直後に、応札するときに、計算しておさまるかどうかわかるでしょうもん。サカヒラともあろうものが。わずか2週間ぐらいの間に、自分が見積もったもの、予定価格が大幅に超えると、2週間経たないとわからないわけがないでしょう。そう考えてくると、この劇場をリードしていったのは、このサカヒラではないんですか。助演何とか賞かなんか。このサカヒラの動きは、極めて悪質だと私は思います。それと客観的に見れば、助けられるようにして、九特興業が最後は、安藤・間とコンビを組んで入札に及ぶということになっていて、こういうやり方によって、何が得があるのかと。2億円上がったことだけですか。私はこういう

格付の変更、それから総合評価方式の導入の経年化によって、相対的に力を持った勢力が市内の公共工事に相当な影響力を持って、そして、その勢力が国の補助金制度の締め切りなどを知って、発注者との関係で圧倒的に優位な関係をつくり出すことが可能になっているんじゃないですか、今。その走りが先ほど言った、いづつかスポーツ・リゾートのことだったと思います。先ほど話があったけど、国の補助金をもらえれば、19億円何がしかの借金と手持ち金で対応できるけど、期限が過ぎれば31億円出さないといけないんですよと、市は。それは大半が借金になるんでしょう。そういう状況に追い込まれることに、あなた方なったんじゃないんですか。この半年間の2回の入札中止。こんなやり方をあなた方は受け入れて、何の問題もないようにして、この新型コロナの時に、堂々と契約議案を出したものだと思います。市長、今までわからなかったこともあると思うけど、この有り様を市民が見て、新型コロナで苦しんで、市役所はもっと頑張ってもらいたいと思っている市民が見たときに、何だ、この市役所は、この市長は、というように言われなくする必要がある。そういう点では、私がかねがね言っていますけれど、Bプランを本気で考えて、そして今回の契約議案3本については、一旦撤回すると。多分飯塚市議会は、今回認めないと思います。市長、この際撤回する考えはありませんか。お尋ねします。

○市長

この委員会の冒頭のほうでも申し上げましたとおり、今後のこと、そして今の体育館の現状等も考えますと、この工事については、今やる必要が本市のためにあるというように思っておりますので、この議案は予定どおり上程させていただき、そしてご議決いただきたいと思っていますところでございます。

○川上委員

市長、どうしても撤回しないということのようですけど、引き続き、このことについては、私としては新型コロナ危機の中で、こういうBプランのほうに市民に望まれるし、必要だという見解を持っていますので、これは引き継ぎ論戦していきたいと思っています。2億円の資料は要求していきます。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

財源の話の中で、社会資本整備交付金と公共施設等適正管理事業債の話があったかと思えます。この部分に関して、国、県へ要望したというお話がございました。そのあたり、詳細にどのような形で要望したのか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

社会資本整備総合交付金につきましては、基本、県を通じて、国、国交省のほうに相談に行くということですが、県また国、九州地方整備局のほうですけれども、そちらのほうに今後どういうふうな対応がとれるのか、この事業計画が変わったらどういうふうになるのかというような相談、また要望というものをいたしました。

○財政課長

市債の公共施設等適正管理推進事業債につきましては、福岡県市長会を通じまして、全国市長会から恒久的なメニュー、制度となるよう要望をしております。

○江口委員

今、健幸・スポーツ課が県を通じて国のほうへお話をした、並びに財政課のほうに県の地方課を通じて、恒久的な財源となるように要望したという話ですが、これ以外の動きはございますか。

○市民協働部長

今、話しましたように、市民協働部関係といたしましては、この社会資本整備交付金につき

ましては、県を通じて国への要望という形だけでございます。直接、今の時期、なかなか国へ上京して要望するというのもなかなかできないという中では、どうしてもそういう形で、今のところ要望しているというところでございます。

○江口委員

国のほうへ行ってやることもあるかと思いますが、例えば、地元の国会議員だったり、県会議員を通じてお話をするというのもあるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○市民協働部長

基本的には、この事業については、県を通じて国というような流れの形の事業でございますので、そのような形で要望はしております。今答弁したような形での要望をいたしております。

○江口委員

もう一点、資料のほうで、私のほうで提出させていただいた緊急申し入れ書、4月27日に両部長を通じてお出しをさせていただきました。これに関する検討は、どのようになされたのでしょうか。

○市民協働部長

これを受けましたときにもお話をいたしましたけれども、この体育館整備の事業については、今、コロナ対策で大変なときではございます。そういう被害を受けられた方々への支援、そういうものについても必要なときではございます。そう言いながらも、コロナ関係の収束に向けて、市としても経済対策、そういったものを今後やっていくときに、今回の整備事業というのは、非常にそういう地域経済を活性化する上でも必要な事業でございますし、先ほど市長が答弁いたしましたように、完成後におきましても、スポーツツーリズムとか、スポーツのイベント、そういったことでの経済効果とか、そういうこともございますので、今後これについては、事業については継続していくというような考え方で進めているというところでございます。

○江口委員

いや、私どもの緊急申し入れ書を受けて、市の内部でどのような形で検討なされたのか。部長、両部長にお話をされたにとどまるのか、それとも何らかの会議の中で、きちんと議論していただいたのか、そのあたりはいかがですか。

○市民協働部長

この申し入れにつきましては、両部長で受けまして、それぞれ市長、副市長、個別に協議をいたしまして、先ほど言いましたような形で、この事業については継続していくという確認をしながら、市のほうとしては、内部的な意思統一を図りながらやってきております。

○江口委員

緊急申し入れ書の中では、現在まだコロナが収束していないと。これから先、どの程度になるかわからない。第2波、第3波もあるかもしれないし、独自支援についても、その前に4月24日の全員協議会でこのような独自支援をしたいという案を示されたばかりでございます。これ以降の、第1回目の支援以降、第2回、第3回、今回、補正予算の中で第2回の支援があるわけですが、それ以降の支援もあり得るわけです。そういったこともあり得る。片一方で災害もあり得るわけです。そういったことを考えると、しっかりと手元に動けるだけの余裕を持っていたほうがいいのかという形で、今回については、体育館について、体育館そして市場、そしてその他不要不急なものに関しては、ぜひ一旦凍結をして、コロナが落ちつくまで待っていただきたい。落ちついた後に、余裕があれば、ぜひそのときに、改めて提案をしていただきたいという思いで出させていただきました。これ以降、コロナに関する支援策等々については、どのようになされるおつもりがあるのか。また、今回のコロナに関して、財政に対する影響も大きいものがあると思っています。それに対してはどのようにお考えなのか、改めてお聞かせてください。

○委員長

議案外のことになりますので、別の質問をよろしく申し上げます。

○江口委員

議案外と言いますが、結局、お金に余裕があるかないかの話なので、まるっきり議案です。それを許せるような状況にあるかどうか。手元にお金がないと事業ができないので、そういった形でお聞きしております。

○財政課長

昨年公表いたしました財政見通し自体にも、この新体育館建設事業自体を含んで作成いたしております。質問委員おっしゃるとおり、今回の新型コロナウイルス感染症対策により、一般財源も必要になっているという状況ではございます。今回の新型コロナウイルス感染症対策のような不測な事態に備えて、財政調整基金等の積み立てを今までやってきておりますので、これまで経験してきた災害という不測な事態と同様に、必要な一般財源につきましては、財政調整基金を取り崩して対応してまいりたいと考えております。このため、昨年公表しました財政見通しよりも早く財源調整ができる基金が減少するということにはなると想定はしておりますけれども、なくなってしまうということではございません。継続事業を予定どおり進捗させることに問題自体はないと考えております。今後、予算編成をする際には、毎年度の決算状況等を考慮しながら、予算編成をいたしてまいります。従前の市民サービスを維持しつつ、持続可能な財政運営を図ってまいりたいと考えておまして、今後、未着手の事業等、財源調整をする必要がある場合は、未着手の今後検討されるような事業の中で調整を図るべきだというふうに考えております。

○江口委員

今の答弁では、現状において今回の事業、体育館に関して、そのまま進めても問題がないという判断であるとお聞きいたしました。片一方で今回の補正予算の予算資料を見ても、今年度末の財政調整基金の残額は30億円を切ります。ことしの頭が73億円だったのが30億円を切る形になりますね。コロナの途中だからといって、災害は待つてはいただけません。あるかもしれません。市の中で、今まで災害において、例えば平成15年であるとか、数年前も大きな災害、水害がございました。そういったときに繰り出した金額というのはおよそどのぐらいですか。

○財政課長

平成15年度の災害の場合の財政調整基金の予算については、ちょっと今手元に資料がございませんが、平成30年度の災害の際には、約9億円を取り崩しております。今、財源調整をするための基金としましては、財政調整基金と減債基金、こちらの両方で調整をさせていただいておりますので、財政調整基金が今、30億円を切っておりますが、もう一方の減債基金につきましては60億円、合わせて90億円程度は確保できているところでございますので、こういった財源調整ができる基金で対応してまいりたいと考えております。

○江口委員

ただ、あなた方が出している財政のQ&A、ホームページにも載っているやつがあるんですが、令和2年3月にも改定をされておられます。その中でも、財政難ですよねというのは、何ページか忘れましたが、現状はどうかという問いに対して、財政難ではありますと、はっきりと書かれておられるわけです。そして、あと今回、このようなコロナの状況になり、今年度に関しては税込について、前年度の所得に対しての市民税という形になるので、今年度の税収はそうそう落ちないかもしれませんが、それでも消費税の分が落ちてきたりとかすることはあり得るし、当然今後は来年度に関しては厳しくなる。それに関しては、財政課のほうも来年度から約10億円でしたか、それが5年間程度、税収が下がり、それから5年間で持ち直すという、簡単なことを考えているというお話がございました。そうするとそこでもまた、50億円のマイナスが出るわけですよ。そしてまたなお、財政見通しに入っていない事業も多々あるとい

うことが、今までの質疑の中でもあったかと思えます。例えば、ふくおか県央環境広域衛生施設組合の中で考えられているごみ焼却場であるとか、そういった分に関しても、新規の更新が必要かもしれないというお話がっております。そういったことを考えると厳しいと思うわけです。特に来年度の税収に関して、先ほど10億円マイナスの部分が5年間という話がありました。コロナに関して、それ以外の影響というものは何らか考えられていないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○財政課長

まず、市民税が約10%減少をするのではないかというような仮定の推計はいたしております。そちらにつきましては、この市税は普通交付税と制度的に関連がございます、市税の約75%分、こちらにつきましては普通交付税のほうで、直接補填という言葉ではないんですけども、こちらのほうで反映されるというところがございまして、約25%が影響額になってくるものと考えております。財政見通しにつきましては、質問委員がおっしゃるとおり、現在見込めていない事業というのはもちろんございまして、先ほど私が答弁させていただきましたとおり、こういった事業について、今後調整を図りながら、年度間調整を行うとか、そういったことを行いながら実施して、財政運営を持続可能なものとしていくものと考えております。

○江口委員

ごめんなさい、10%でしたね。これもそれこそ財政見通しを出していただければ、それを見ながらしっかりとした議論ができたんだと思うんです。その10%で5年間続いた、なおかつ、その分で交付税が75%返ってきたとして、そうすると、影響額としてはどのぐらいになりますか。

○財政課長

市民税自体が大体140億円程度ございまして、その10%としますと、14億円程度、市税が減少するだろうというところでございます。この14億円の25%でございまして、3億5千万円程度が市の収入としては影響があるのではないかと。それが5年間となりますと、5年間に17億5千万円程度という簡易的な試算はできます。

○江口委員

あともう一つ、最後にします。コロナ関係でこれから以降も支援が必要になってくるのが十分あり得ると思っております。ある方が国、県だったり地方自治体の役割とかいうものは、やっぱり共済みたいなものなんだというお話をされた方がおられます。厳しい時に、その命を永らえるためにしっかりと支える、そのためにあるのが公共の役割であるというお話をされました。そして片一方では、やっぱりその部分で有事であると、コロナ有事であると言われます。有事であるならば、その有事であるなりのお金の使い方があるんだと思うんです。どうしても街中で飲食店を中心として本当に厳しい方々がおられます。その方々の中に、今回、確かに市としても支援をしております。しかしそれでも届かない方々がおられる。そしてまたそれでもやっぱり足りない方々がおられるわけです。そしたら、そこをきちんと支えることが、今の行政に求められる、議会に求められるものではないかと思っております。その点については十分な蓄えを持って対応しなくてはならないと思っております。そこについては、どの程度まで持っていたらいいとお考えなのでしょうか。

○財政課長

これは第2次行財政改革大綱のほうで目標設定をさせていただいておりますけれども、財政調整基金と減債基金の残高合わせて64億円、これを目標とさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第56号、57号、58号、新体育館建設工事関連の3契約の締結議案に反対の立場で討論を行います。詳しくは本会議で述べますけれども、反対する理由の第1は、新型コロナ危機のもとで、市民が途端の苦しみにある中で、このような不透明なやり方は到底認めがたいということです。第2は、この入札において、市が説明責任を議会に対しても、市民に対しても、果たしきれていないということです。これについては少し述べます。予定価格総額39億2900万円に上る入札において、空調工事は、談合情報が寄せられたほか、三井住友、鉄建、西松、東洋、浅沼、安藤・間の大手ゼネコン6者、サカヒラ、九特興業、赤尾組の地元3者、合わせて9者が登場した3回の入札、調べてみると、不透明感が次々に浮き彫りになり、それについて説明を求めても抽象的な説明に終始し、資料提出を求めても出さないというか、ないというか、委員会休憩中に計算するような有り様で、全く責任を果たしていないということがあります。第3は、そもそも新体育館については、スポーツ機能とともに、避難所機能を持つとされているわけですが、このとりわけ避難所機能という点からいうと、地理的には不適切だということ。それから、法的な整備についても、この間、後追いで都市計画利用上の条例改正をするだとか、極めて拙速であること。さらに、肝心のスポーツ愛好者の中で、現在の設計、ないし使用の方向性について、納得がいかない、共感を呼ばないところが残っていること。それから4点目には、2次避難所として重要な位置づけとなっている現体育館について、廃止することについて、地元でまともな合意がないということ。さらに5点目は、まずは新型コロナ対策が一定の長期間に及ぶという認識がありながら、後年度、多額の負担があることを承知の上で、この契約を結ぼうというのは認めがたいということであり、もうくどくなりますけど、これは市民の少なくない声だと思います。今からでも、現体育館の耐震補強工事を初めとする改良工事を行って、急ぎ対応をする必要があると。したがって、新体育館については一旦凍結して見直せということを書いておきたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

先ほど来、コロナとの関係を述べさせていただきました。その中でも言いましたように、今はコロナ有事でございます。であれば、それなりの対応をする、そちらのほうにしっかり全力を注ぐこと。多分ここにおられる議員の皆さんは、それぞれの市民の方々からいろんなことのお話があることだと思います。その中でもやっぱり厳しいお話を言われる方々もおられます。ある方は、もうやってはいけないとして、それこそ本当にというときになったら、市役所の前で腹を切ろうかねとも言われました。今回の分に関して、当然のことながら、国が前面に立ってコロナの対策をやるべきだというのは、そうは思います。ただ片方で、それでもやっぱり遅かったりするから、そしてまた地域地域で状況が違うから、県がやったり、市町村がやったり、支援をするわけです。その中で飯塚市も支援について、4月28日に第1次の支援を打ち出されました。そしてまた、今回の補正予算でも一部出ておりますが、これから先もこのコロナとの戦いは続きますし、それなりの生活様式の変更も求められてきています。動き方について大きく変わらなくてはなりません。今回、教育関係の予算、1人1台の端末は整備されるように予算を計上されておられますが、片一方で、もし第2波が来たと。もう一度学校を、残念ながら休業せざるを得ないとなったとき、もしそのときに1人1台の端末が入荷をしても、それでも通信の部分がないと実際にはオンライン授業は使えません。そうするとその部分のやっぱりお金がかかるんですよ。まだまだかかるころはいっぱいあります。そういったことを考えると、そしてまた、今厳しい思いをしておられる方々、市民生活をしてもらえずし、事業者としての未来も閉ざされようとしておられる方がおられるときに、そこに対する支援を届いてない方々に対する支援を、まずすべきだと考えます。財政調整基金に関しては、

残念ながら今年度末では30億円を切り、もし、平成30年同様の水害が起きたら、そのうちの9億円はなくなります。最近、地震も頻発してるように思えてなりません。そういったことを考え合わせると、本当に手元にさっと動けるように余裕を持っておく、そのことが大切だと思っています。新しい体育館を使いたい、それは皆さん方も思っておられると思うんですが、ただ、今ではない、そう思っておられる市民の方が多いのも現実であります。そう考え、議案については反対とさせていただきます。

○委員長

江口委員、何号議案に対してですか。

○江口委員

56号、57号、58号、全ての議案に対して、反対とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第57号 契約の締結（飯塚市新体育館等建設（電気設備）工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第58号 契約の締結（飯塚市新体育館等建設（給排水衛生設備）工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15：12

再 開 15：24

委員会を再開いたします。

次に、「議案第63号 専決処分の承認（令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第63号 専決処分の承認」につきまして、専決処分をさせていただいています「令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の補足説明のほうを、まずさせていただきます。4月30日専決の分になりますけれど、補正予算書の19ページをお願いいたします。

第1条において既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ421万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ135億3580万2千円とするものです。今回の補正理由につきましては、後ほど条例改正案をご説明申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資する目的で、新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、労務に服することができなくなった方に支給する傷病手当金にかかる経費を追加するものです。詳細につきましては、事項別明細で、ご説明いたします。

まず歳出でございしますが、22ページのほうをお願いいたします。中ほどの3、歳出からま

いますけれども、2款保険給付費、5項傷病手当金、1日傷病手当金につきまして、傷病手当金として給付するための421万5千円を新たに計上いたしております。次に、同じページのほうにございます2番の歳入につきましても、傷病手当金の支給額につきましては、特別調整交付金で財政支援されるということになっておりますので、同額を増額するものでございます。以上簡単ですが、補正予算に関する補足説明を終わります。

次に、条例改正のほうでございます。議案第67号ですが、議案書の82ページになります。先ほど予算のところでも申し上げましたけれども、今回の専決処分は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、休みやすい環境を整備するために、国民健康保険被保険者で、被用者である方について、当該感染症に感染した、または感染の疑いのある方に対する傷病手当金の支給に関する規定を追加するものです。改正内容につきましては、既存の附則が項立てになっておりますけど、附則を条立てに整理しまして、傷病手当金に関して規定した条文を3条追加するものです。附則第3条以降につきまして、概要をまとめた資料を用意させていただいておりますので、こちらの資料で説明させていただきたいと思っております。

資料の左側の四角の中に記載しておりますけれども、附則第3条に傷病手当金の支給要件がありますとか、金額、期間などを定めております。具体的に申し上げますと、対象者は、同条第1項で「被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者」であること。また、支給対象となる日数は、「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数」であること。次に支給額は、同条第2項において、1日当たりの支給額が、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就業日数で割った額の3分の2とし、これに支給対象となる日数を掛けた金額が支給額となること。適用期間につきましては、同条第1項及び第3項で、療養のために労務に服することができない期間で最長1年6月までであること。以上のことを規定しております。

次に、資料右側になりますが、右側の上の四角、青色をしていると思っておりますけれども、この中に、附則第4条に傷病手当金の支給期間に、事業者から給与が支給される場合の調整について、また、附則第5条に傷病手当金の受給者が、事業者から受けるはずであった給与等が受けられなかった場合の立てかえに関する規定を設けております。最後に資料の右側の下の四角の中ですが、改正後の条例の適用期間は、改正条例の附則において、令和2年1月1日から規則に定める日までとしております。この規則で定める日につきましては、別途規則において、現在のところ国のほうから令和2年9月30日という日にちが示されておりますので、こう定めておまして、感染の状況などを勘案いたしまして、延長などが必要な場合は、規則を改正して柔軟に対応していただくことを考えております。なお、この傷病手当金の支給額につきましては、全額国費で財政支援されることになっております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

附則第3条の資料で、感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者とあります。発熱等というのは、等というのはどういうことでしょうか。それから発熱というのはどの程度の発熱、37.5度とかいうことなのでしょう。それともそれは関係ないのでしょうか。

○医療保険課長

この発熱等と申しますのは、ひどい倦怠感であるとか、そういったものが国から示されていたと思っておりますけども、その条件に当てはまった場合で感染が疑われるというような状況というふうになっております。

○川上委員

ということは、発熱というのは、37.5度とずっと言ってきて、今もう撤回してるじゃな

いですか、やめているけど。自己判断で基準の値があるわけではないということですかね。

○医療保険課長

帰国者・外来センターのほうに相談する要件がありましたけど、範囲ですのできちっとした要件があるというわけではないようです。

○川上委員

感染が疑われる者というのは、誰か認定をするわけですか。自分で、ちょっと心配だと。PCRも何か相手にしてくれないというようなときに休むとするでしょう。そういう自分が自分を疑うわけだけど、それでも対象になるんでしょうか。どこかから認定が要るのかどうかと思って。

○医療保険課長

基本的にはお医者さんの証明が必要なことにはなっております。

○川上委員

お医者さんが何と証明するんですか。疑われるものという証明を出すんですか。

○医療保険課長

お医者さんのほうでご相談しまして、疑われるというのを判断していただくような内容になります。

○川上委員

医者は疑われた場合はどうするんですかね。PCR検査を受けてくださいというふうに、必ず言うと思うけど、どうだろう。

○医療保険課長

帰国者・接触者外来を受診した際に、この傷病手当金を受け入れていただくに当たっては、市の証明書を提出していただく必要がありますので、疑いのあるというような内容を証明してもらうことにはなります。自分の判断でちょっと休むという内容は、ちょっと当たってはいないようです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 専決処分の承認（令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」）、及び「議案第67号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例）」以上2件について、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第66号 専決処分の承認」について、補足説明をいたします。議案書は78ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。概要をまとめた資料を別に用意しておりますので、こちらの資料で説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番の改正の内容につきましては、「①賦課限度額の引き上げ」では第3条第2項、第4項及び第24条において、基礎課税額分の限度額を61万円から63万円に、介護納付金分の限度額を16万円から17万円に改めるものです。これにより賦課限度額は、今回据え置い

ている後期高齢者支援金分の限度額19万円と合わせて82万円。40歳から64歳の介護保険第2号被保険者を含む世帯では99万円となります。次に「②均等割、平等割の減額対象範囲を拡大」では、第24条第2号の5割軽減の対象所得の算定につきまして、28万円を28万5千円に、同条第3号の2割軽減の対象所得の算定について、51万円を52万円にそれぞれ改めるものです。資料のほうに軽減判定所得早見表を上げておりますけれども、ここで言いますと4人世帯の場合では所得33万円を超えて147万円以下であれば5割軽減、147万円を超えて241万円以下であれば2割軽減の対象となります。次に右側になりますけれども、2番の改正による税額への影響を述べますと、「①賦課限度額引き上げ」の影響額は、まず基礎課税額では、限度額超過世帯が19世帯減少しまして、限度超過額が263万5940円減少しています。次に、介護納付金では、限度額超過世帯が15世帯減りまして、限度超過額が116万347円減少しています。よって、限度超過額の減少額の合計は379万6287円となります。この金額は、賦課限度額を引き上げたことによりまして、賦課限度額を超過して切り捨てられておりました額が減少するというところでございますので、この額につきましては、そのまま賦課税額の増となるものです。「②軽減対象範囲の拡大」では、5割軽減の対象世帯が47世帯ふえまして、軽減額が213万8300円の増。2割軽減の対象世帯が26世帯ふえまして、軽減額が44万3300円の増となりまして、合わせて257万8630円の税収減ということになります。ただ、この税収減につきましては、一般会計繰入金で補填されることにはなりません。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

賦課限度額を引き上げることによって、説明では、税収が376万9千円増額になるということなんですけど、この層の収入、所得の状況というのは、どういった層になるのでしょうか。一番低いところで。

○医療保険課長

まず基礎課税分と、介護分でちょっと基準が若干違いますけれども、基礎課税分のほうで申し上げます。限度額超過世帯の改定前でございますが、平均所得が1487万1888円。幅を申し上げますと、一番低い部分で717万5246円、一番高いところだと1億円超えるような世帯が混ざっております。

○川上委員

それから、軽減を拡大するというところで、それによる税収減が257万円。これは一般会計から繰り入れるという説明でしたかね。そうすると、増収分はそのまま特別会計と減収分は一般会計で補填するというような関係と理解していいですか。

○医療保険課長

国保関係で申し上げますと、そのとおりです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第66号 専決処分の承認（国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について反対の立場から意見を述べます。確かに軽減の枠を広げて、その分の税収減分を一般会計から補填するというのは、庶民にとって大事なことだと思います。一方で、賦課限度額を今回上げることについては、いろんな考え方があります。すごく大きな収入を得ている人と、ぎりぎりいっぱいのところの収入、所得の方と今の制度の中では一緒に見るということに

なって、結果として、今後の賦課限度額を引き上げることによって、限度額引き上げは、ぎりぎりいっぱいのところの方々も苦しめるということになると思いますので、前者のメリットはあるものの、後者のほうを加える規定を、賦課限度額を上げるのは認められないということです。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。